

(新)	(旧)
<p>岩井コスモの総合取引約款 第3章 振替決済方式</p>	<p>岩井コスモの総合取引約款 第3章 振替決済方式</p>
<p>第56条（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、<u>お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、同意したものと</u>して取扱います。</p> <p>(1) <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下第82条において「総株主通知等」といいます。）</u></p> <p>(2) <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u></p> <p>(3) <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第71条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）</u></p> <p>第71条（個別株主通知等の取扱い）</p> <p>1. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2. <u>お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は、当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p>3. <u>前2項の場合は、当社所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2022年9月</p>	<p>第56条（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、<u>次のときに、お客様が同意したものと</u>して取り扱います。</p> <p>(1) <u>お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知または個別株主通知のとき</u></p> <p>(2) <u>お客様が新たに取得した振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替受益権または振替上場投信については、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知または、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のとき</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第71条（個別株主通知の取扱い）</p> <p>お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第3項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2022年8月</p>